

意見 1

柔道女子ナショナルチーム内の暴力事件の調査のため、第三者委員会が組織され、答申が出された。暴力は、身体的なものであろうと、非身体的なものであろうと、被害者の人権を侵害し、人格破壊に至る可能性が極めて高い。どんな言葉を費やして正当性を主張しても、到底許されるものではない。そこで、第三者委員会答申に基づく暴力の根絶をし、柔道本来にあるべき姿を取り戻すため、全日本柔道連盟(以下「全柔連」と言う。)は暴力根絶プロジェクトを発足させた。

I 柔道及び柔道人のあるべき姿

すべての柔道人は、柔道本来の崇高な倫理観を行動規範にする必要がある。これは全柔連「倫理に関する基本方針」に記載の通りである。暴力行為は、社会通念上も柔道においても、固く禁止されなければならないし、暴力をもって即効的な競技力向上を図っても、被指導者の真の成長は実現するものではない。

柔道は人間教育を旨としており、試合や練習時に留まらず、日常生活においても柔道の精神を守り、礼儀を守ることこそが、柔道の本質と言える。その意味で、全ての柔道人は、柔道の原点に立ち返り、人間教育を主体とした柔道修業のもと、暴力の温床となる誤った勝利至上主義は厳に慎まなければならないのである。

II 暴力の定義など

3. 暴力を防止するために

暴力は以下の場合に起き易く、かかる事態に対しては十分な配慮が必要

- 1) 柔道競技力の即効的な向上を狙う場合(恐怖を与えることで即効的な効果を求める。)

III 暴力がおきた場合の処分

1. 競技者規程に基づく処分

2. 競技者規定罰則の一部委譲

現場でスピーディーに対応することの重要性から、競技者規程罰則の一部を都道府県&加盟団体に移譲する。なお、そこで下した処分は、個人及び所属団体に通知すると共に、処分内容を全て全柔連に報告させる。

6. 暴力根絶対応窓口の設置

7. 具体的な処分

- 1) 医療機関に係らないものに関しては、一回目は口頭注意を原則とし、当事者から今後暴力を振るわない旨誓約書を提出させる。
- 2) 当事者から事情聴取をし、必要に応じて第三者からの事情聴取も行う。また

当事者には弁明の機会を与える。

8. 名誉の回復

IV 暴力根絶対策の実行

3. 第二弾として以下を実行する。

6) 暴力根絶グッズの作成及び配布(ペンやクリアファイルなど)

意見 2

柔道女子ナショナルチーム内の暴力事件の調査のため、第三者委員会が組織され、答申が出された。暴力は、身体的なものであろうと、非身体的なものであろうと、被害者の人権を侵害し、人格破壊に至る可能性が極めて高い。どんな言葉を費やして正当性を主張しても、到底許されるものではない。また、いかなる暴力も許されない今日の社会においては、それが柔道の社会的存在自体を否定する行為であることを自覚しなければならない。そこで、第三者委員会答申に基づく暴力の根絶のため、全日本柔道連盟(以下「全柔連」と言う。)は暴力根絶プロジェクトを発足させた。

II 暴力の定義など

2. 暴力の対象

- 1) 指導者が被指導者(児童・生徒、競技者等)に対して行うもの
- 2) 被指導者同士(先輩と後輩や仲間同士)で行われるもの
- 3) 被指導者が指導者に対して行うもの

3. 暴力を防止するために

- 2) 指導者と被指導者等に力関係の差がある場合
- 5) ~~誤った勝利至上主義による競技力向上への焦り(勝利至上主義は必ずしも悪くないが、誤った勝利至上主義や焦りが暴力を呼ぶ。)~~

III 暴力がおきた場合の処分

2. ~~医療機関にかからなくともよい事案は現場でスピーディーに対応することが重要な(比較的軽微な)暴力については、競技者規程罰則の部分の一部都道府県 & 加盟団体に移譲すると同時に、処分をしたら、全て全柔連に報告させる。処分は所属団体及び本人に通知する。~~
5. ~~例えば医療機関にかからなければならないなど重篤な事案については全柔連で対応する。~~
7. 具体的な処分

- 1) 現場でスピーディーに対応することが重要な(比較的軽微な)暴力については、一回目は口頭注意を原則とし、当事者から今後暴力を振るわない旨誓約書を取る。
- 2) 当事者には弁明の機会を与える。必要に応じて被害者から事情聴取する。

意見 3

I 柔道及び柔道人のあるべき姿

すべての柔道人は、柔道本来の崇高な倫理観を行動規範にする必要がある。これは全柔連「倫理に関する基本方針」に記載の通りである。暴力行為は、社会通念上も柔道においても、固く禁止されなければならないし、暴力をもって即効的な競技力向上を図っても、被指導者の真の成長は実現するものではない。

柔道は人間教育を旨としており、試合や練習時などの道場内での活動に留まらず、日常生活においても柔道の精神を守り、礼節を重じ社会貢献することこそが柔道の本質と言える。その意味で、全ての柔道人は、柔道の原点に立ち帰り、人間教育を主体とした柔道の教授、修行を行い、いかなる場合であっても体罰、暴力に頼った指導は排除されなければならない。さらに、偏った勝利至上主義による誤った指導もしくは競技志向偏重を慎み、嘉納師範が提唱された『精力善用・自他共栄』の根本義に立ち返り、全ての柔道人は自己の研鑽に励まなければならない。

II 暴力の定義など

2. 暴力の対象

- 1) 指導者が被指導者に対して行うもの
- 2) 指導者が指導者に対して行うもの。
- 3) 被指導者同士(先輩と後輩や仲間通し)で行われるもの
- 4) 被指導者が指導者に対して行うもの
- 5) 役員が指導者に対して行うもの
- 6) 役員が役員に対して行うもの

3. 暴力を防止するために

- 6) 指導者・競技者が自らの感情をコントロール出来ずに、暴力行為に及ぶ場合

意見 4

I 柔道及び柔道人のあるべき姿

すべての柔道人は、柔道本来の崇高な倫理観を行動規範にする必要がある。これは全柔連「倫理に関する基本方針」に記載の通りである。暴力行為は、社会通念上も柔道においても、固く禁止されなければならないし、暴力をもって即効的な競技力向上を図っても、被指導者の真の成長は実現するものではない。

柔道は人間教育を旨としており、試合や練習時に留まらず、日常生活においても柔道の精神を守り、礼儀を守ることこそが、柔道の本質と言える。その意味で、全ての柔道人は、柔道の原点に帰り、人間教育を主体とした柔道を行い、暴力の温床となる誤った勝利至上主義は厳に慎まなければならないのである。同時に、ともに柔道を行う相手への尊敬の念を失うことはスポーツ人としてあるまじき行為であることは言うまでもない。

II 暴力の定義など

1. 暴力(体罰を含む。)の定義

- 4) 非合理的指導による制裁、一般にしごきと言われるもの(安全確保の点から認めがたい身体的負荷等)

IV 暴力根絶対策の実行

4. 第三弾として以下を実行する。

- 1) 引き続き大会における暴力根絶訴えかけ
- 2) 暴力に頼らない指導方法の提示(該当委員会に依頼)
- 3) 指導者養成プロジェクトと協力しての、指導者の意識改革 具体的な指導方法の教育
- 4) (暴力防止教育)少年競技者育成プログラム特別委員会と協力しての、少年競技者の意識改革教育
- 5) (暴力防止教育)少年柔道、中体連、高体連と協力しての、選手、指導者の意識改革教育
- 6) 暴力撲滅教育用の冊子または DVD 作成の作成
- 7) セクシャルハラスメントに関する実態調査及び研究、その予防対策

意見 5

I 柔道及び柔道人のあるべき姿

柔道の精神は、目的を達成する為に精神力と身体力を最も有効に働かす「精力善用」と、自己の栄えのみを目的とせず、助け合い、譲り合い、融和協調して、共に栄えることを目指す「自他共栄」に表現されている。柔道の修養は相手との関係で成立するものであり、そこには相手の人格を尊重し、感謝、敬意

をもって臨まなければならない。優位にあるものが暴力をもって相手を服従させ、自身の価値観や考え方を強要することがあってはならない。柔道とはスポーツに留まらず、自己を修養し人間としてのあるべき姿を目指す原理であると、柔道人全てが再確認すべきである。

Ⅱ 暴力の定義など

1. 暴力(体罰を含む。)の定義
 - 1) 身体を殴る、蹴る、突き飛ばす等の行為
 - 2) 言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧等
 - 3) いじめ、嫌がらせ、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント
2. 暴力の対象
 - 2) 先輩と後輩や仲間通しで行われるもの
3. 暴力が発生するケース
 - 1) 威圧して競技力の即効的な向上を狙う
 - 2) 二者間に力関係の差がある
 - 3) 恐怖を与え秩序維持を図る
 - 4) 指導者が未熟のため言葉で指導できない場合
 - 5) 相互に価値観のズレが生じる場合
 - 6) 過度な勝利至上主義を優先する

Ⅲ 暴力がおきた場合の処分

1. 処分は競技者規程題7条に準じて行う
 - (2) 期間を定めた会員登録停止。(1ヶ月、3ヶ月、半年、1年)
2. 迅速に対応することが重要である為、罰則の一部行使を都道府県、加盟団に委譲する。また、その処分の全て全柔連に報告するものとする。
4. 悪質な事案は全柔連で対応する。
6. 暴力根絶の窓口を作る。
 - 1) 全柔連、都道府県、加盟団体に通報を受け付ける窓口を設置。
更に第三者窓口としてSOSセンターを設け、被害者が告発しやすいようにする。
 - 2) 大会期間中は大会事務局に窓口を設置し対応する。
7. 全柔連に暴力問題審査室を設置し、処分内容の画一化を図ると共に、下部団体の問い合わせ窓口とする。

意見 6

極めて残念なことであるが、昨年、女子ナショナルチームにおいて監督・コーチによる暴力事件が発覚した。言うまでもなく、暴力は、身体的なものであろうと、非身体的なものであろうと、被害者の人権を著しく侵害し、時には人格破壊を招くに至る可能性がある極めて卑劣な行為である。極めて高い。加えて、暴力を目撃した者にも、長い間にわたって、甚大な心理的ストレスを与える場合があるとされる。このような暴力はどのような言葉を費やして正当性を主張しても、到底許されるものではない。

本年2月、柔道女子ナショナルチーム内の暴力事件の調査のため、第三者委員会が組織され、3月に答申が出された。そこでは柔道界における暴力根絶に向けて、指導者が従うべき指導上の倫理的指針の確立、暴力事案等が発生した場合の規律委員会及び裁定委員会等の設置等の提言がなされた。

全日本柔道連盟(以下「全柔連」と言う。)では、第三者委員会報告書の提言を真摯に受け止め、柔道界における暴力の根絶のために、全日本柔道連盟(以下「全柔連」と言う。)は暴力根絶プロジェクトを発足させた。本プロジェクトでは、先月来、会合を重ね集中的に審議を行い、暴力根絶のための方針や具体的な方策について検討してきた。ここに現在までの審議のまとめと暴力根絶のための当面のロードマップ(別紙)を示す。

どんな言葉を費やして正当性を主張しても、到底許されるものではない。そこで、第三者委員会答申に基づく暴力の根絶のため、全日本柔道連盟(以下「全柔連」と言う。)は暴力根絶プロジェクトを発足させた。

I 柔道及び柔道人のあるべき姿

すべての柔道に関わる全ての者は、柔道が人間形成の道を希求するためになされるという柔道本来の崇高な倫理観を行動規範にする必要がある。これは全柔連「倫理に関する基本方針」に記載の通りである。暴力行為は、社会通念上も柔道においても、固く禁止されなければならないし、暴力をもって即効的な競技力向上を図っても、選手や生徒等被指導者の真の成長は実現するものではない。先にも述べたように、柔道は人間形成を基調とした人間教育を旨としており、試合や練習時に留まらず、日常生活においても柔道の精神を守り、礼儀を守ることこそが、柔道の本質と言える。その意味で、柔道に関わる全ての者全ての柔道人は、柔道の原点に立ち帰り、人間教育を主体とした柔道を行い、暴力の温床となる誤った勝利至上主義は厳に慎まなければならないのである。

II 暴力の定義など

1. 暴力(体罰を含む。)の定義

- 3) ハラスメント(いじめ、嫌がらせ、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント※)

(セクシャルハラスメントについては後刻詳述する。)

※ セクシャルハラスメント規定は別途定める。

2. 暴力行使の対象

- 1) 指導者が選手や生徒等被指導者に対して行うもの
- 2) 被指導者同士(先輩からと後輩や仲間同士通し)で行われるもの
- 3) 選手や生徒等被指導者が指導者に対して行うもの

3. 暴力を防止するために

暴力は以下の場合に起き易い。かかる事態に対しては十分な配慮が必要である。

- 2) 指導者と選手や生徒等被指導者等の力関係にの差がある場合(指導者が力を誇示して権力的・権威的にクラブや部を運営する場合)
- 4) 指導者の指導力が未熟なため言葉で指導できない場合(口よりも手が先に出る。)
- 5) 誤った勝利至上主義による競技力向上への焦り(勝利至上主義は必ずしも悪くないが、誤った勝利至上主義や焦りが暴力を呼ぶ。)

Ⅲ 暴力がおきた場合の処分

2. 医療機関にかからなくともよい事案は現場で暴力事案に対してはスピーディーに対応することが重要

であるため、軽微な事案については競技者規程罰則に定める処分の部分を一部を都道府県柔道連盟及びその他の全柔連加盟団体等に移譲することができる。と

同時に、都道府県柔道連盟及びその他の全柔連加盟団体等が処分を行った場合、したら、全て速やかに暴力事案の様態、処分に至る審議過程、処分結果等を全柔連に報告させる。全柔連が処分を行った場合は所属団体及び本人に通知する。

3. 都道府県柔道連盟及びその他の全柔連加盟団体等が処分を行う場合、処分の公平性を担保するために、全柔連内に暴力事案に関わる情報集積の組織を設ける。この組織は、都道府県柔道連盟及びその他の全柔連加盟団体等が処分を行う際、その求めに応じて各種の情報提供を速やかに行う。
4. 都道府県柔道連盟及びその他の全柔連加盟団体等&加盟団体が上記2. の処分ができるよう、規程及び組織の整備を促す。その協力を全柔連が行う。
5. 4.―上記2. 3. 及び4.3については総務委員会と協議し、規程整備を委託する。
- 5.―医療機関にかからなければならない事案は全柔連で対応する。

6. 暴力根絶の窓口を作る。
 - 2) 大会以外では全柔連(第三者窓口)、都道府県柔道連盟及びその他の全柔連加盟団体等都道府県、加盟団体に窓口を設ける。
 - 3) 上記により被害者が告発しやすいようにする。
(第三者窓口はプロジェクトで対応するが、それ以外の窓口は都道府県柔道連盟及びその他の全柔連加盟団体等都道府県&加盟団体に依頼する。)
7. 具体的な処分
 - 1) 軽微な暴力事案医療機関に係らないものに関しては、一回目は口頭注意を原則とし、当事者から今後暴力を振るわない旨誓約書を取る。
 - 3) 連帯責任は取らせない。処分は当事者に限る。当事者とは暴力を振るった者及び暴力を指示した者を指す。都道府県&加盟団体がより重い処分をすることを妨げない。

暴力根絶に向けて(案)

2013年5月

全日本柔道連盟暴力根絶プロジェクト

柔道女子ナショナルチーム内の暴力事件の調査のため、第三者委員会が組織され、答申が出された。暴力は、身体的なものであろうと、非身体的なものであろうと、被害者の人権を侵害し、人格破壊に至る可能性が極めて高い。どんな言葉を費やして正当性を主張しても、到底許されるものではない。そこで、第三者委員会答申に基づく暴力の根絶のため、全日本柔道連盟(以下「全柔連」と言う。)は暴力根絶プロジェクトを発足させた。

はじめに(論理の進め方)

まず、柔道人としてどうあるべきか提言し、その上で何が暴力なのか、暴力を起こした場合処分をどうするかに言及し、しかる後に具体的な実行案を提示する。

I 柔道及び柔道人のあるべき姿

すべての柔道人は、柔道本来の崇高な倫理観を行動規範にする必要がある。これは全柔連「倫理に関する基本方針」に記載の通りである。暴力行為は、社会通念上も柔道においても、固く禁止されなければならないし、暴力をもって即効的な競技力向上を図っても、被指導者の真の成長は実現するものではない。

柔道は人間教育を旨としており、試合や練習時に留まらず、日常生活においても柔道の精神を守り、礼儀を守ることこそが、柔道の本質と言える。その意味で、全ての柔道人は、柔道の原点に帰り、人間教育を主体とした柔道を行い、暴力の温床となる誤った勝利至上主義は厳に慎まなければならないのである。

II 暴力の定義など

1. 暴力(体罰を含む。)の定義

- 1) 身体的制裁(なぐる、ける、突き飛ばす等)
- 2) 非身体的制裁(言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧など)
- 3) ハラスメント(いじめ、嫌がらせ、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント)
(セクシャルハラスメントについては後刻詳述する。)
- 4) 非合理的指導による制裁(安全確保の点から認めがたい身体的負荷等)

5) その他社会通念上暴力と認められるもの

2. 暴力の対象

- 1) 指導者が柔道を行う者に対して行うもの
- 2) 柔道を行う者同士(先輩と後輩や仲間通し)で行われるもの
- 3) 柔道を行う者がその指導者に対して行うもの

3. 暴力を防止するために

暴力は以下の場合に起き易い。かかる事態に対しては十分な配慮が必要

- 1) 柔道競技力の即効的な向上を狙う場合(恐怖を与えることで即効的な効果を狙う。)
- 2) 指導者と柔道を行う者等の力関係の差がある場合
- 3) 表面的な秩序維持を図る場合(恐怖による秩序維持)
- 4) 指導者が未熟のため言葉で指導できない場合(口よりも手が先に出る。)
- 5) 誤った勝利至上主義により競技力向上を図り、その達成への焦りを持つ場合

4. 暴力の行使場所

- 1) 試合場
- 2) 練習場
- 3) 練習以外の場所

Ⅲ 暴力がおきた場合の処分

1. 処分は競技者規程に基づいて行う。

『競技者規程第7条

本連盟は、競技者(*1)が第5条または第6条(*2)の規程に違反した場合は、その違反の程度に応じ、次に掲げる処分を行う。

- (1) 会員登録の永久停止。
- (2) 期間を定めた会員登録停止。
- (3) 文書による戒告。
- (4) 口頭による注意。』

*1 役員・指導者を含む。

*2 競技者として柔道の品位を著しく汚す行為をすること。

2. 現場で対応できる事案は現場でスピーディーに対応することが重要であるため、競技者規程罰則の部分を一部都道府県 & 加盟団体に移譲すると同時に、処分をしたら、全て全柔連に報告させる。処分は所属団体及び本人に通知する。
3. 都道府県 & 加盟団体が上記2. の処分ができるよう、規程の整備を促す。その協力を全柔連が行う。
4. 上記2. 及び3については総務委員会と協議し、規程整備を委託する。
5. 現場で対応できない事案は全柔連で対応する。
6. 暴力根絶の窓口を作る。
 - 1) 大会では大会事務局に窓口を設ける。
 - 2) 大会以外では全柔連(第三者窓口)、都道府県、加盟団体に窓口を設ける。
 - 3) 上記により被害者が告発しやすいようにする。
(第三者窓口はプロジェクトで対応するが、それ以外の窓口は都道府県 & 加盟団体に依頼する。)
7. 具体的な処分
 - 1) 医療機関に係らないものに関しては、一回目は口頭注意を原則とし、当事者から今後暴力を振るわない旨誓約書を取る。
 - 2) 当事者には弁明の機会を与える。必要に応じて被害者から事情聴取する。
 - 3) 連帯責任は取らせない。処分は当事者に限る。当事者とは暴力を振るった者及び暴力を指示した者を指す。都道府県 & 加盟団体がより重い処分をすることを妨げない。
8. 処分後条件が整えば復帰を認める。
9. 処分については半年毎に見直す。

課題:全柔連登録会員以外への対策

IV 暴力根絶対策の実行

人間の意識を変えるのは非常に困難である。しかし、意識が変わらなければ暴力の根絶はできない。そのため、以下プロセスで意識改革を断行する。

1. ロードマップの作成

暴力根絶のためには実行が肝心である。しかし、総花的対応では実行が覚束ない。むしろ、スピード感を持って一步一步確実に進めて行くことが、目的到達の早道になると思料する。そこで実現すべき事項のロードマップを作成し、確実な実現を目指す。実現すべき事項は時々刻々と変化するので、ロードマップをその

都度変更して実現に当たるのが肝要である。
ロードマップのたたき台は添付の通り。

【以下は取り敢えずの実行項目である。ロードマップにて詰めるべき事項である。また、
順番は相前後する可能性がある。】

2. 第一弾として以下を実行する。
柔道関係各位より全面的協力の取り付け
3. 第二弾として以下を実行する。
 - 1) 暴力根絶の宣言文作成
 - 2) 種々大会監督会議における暴力根絶訴えかけ
 - 3) 種々大会挨拶における暴力根絶の訴えかけ
 - 4) 暴力根絶に向けたシンポジウムの効果的実行
 - 5) 暴力根絶を訴えかけるポスター作成及び配布
4. 第三弾として以下を実行する。
 - 1) 引き続き大会における暴力根絶訴えかけ
 - 2) 暴力に頼らない指導方法の提示(該当委員会に依頼)
 - 3) セクシャルハラスメント分科会設定、セクハラ対策協議
5. 第四弾として以下を実行する。
 - 1) 引き続き大会における暴力根絶訴えかけ
 - 2) 暴力の具体的例示提示(分科会にて)、及び事例集積
 - 3) 暴力根絶プロジェクト会議を月一回開催し、各団体代表より暴力根絶状況の報告を受け、対策を協議する。
6. 第五弾として以下を実行する。(中長期対応)
 - 1) 先輩より後輩への暴力根絶のための具体的な方策を検討する。
 - 2) 全柔道人の暴力を根絶するための方策を検討 — 講道館との協力を模索
7. 暴力根絶プロジェクトは、暴力根絶状況をモニターし、その状況に応じて、対策を協議する。
8. 半年毎に取り組みの見直しをする。

以上